

2 風力発電施設に係る騒音規制のあり方骨子案

注：1)、2)…を付した用語は、3参考資料(1)「用語解説集」を参照

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(以下、「施行規則」という。)の一部を改正し、一定規模以上の風力発電施設を騒音に係る「特定施設」に追加することを検討しています。

(1) 規制基準について

施行規則の騒音に係る「特定施設」に追加し、他の「特定施設」と同様の規制基準(下表参照)を敷地境界で適用します。

ただし、風力発電施設は防音壁等の対策が難しく、かつ大きな敷地面積を必要としない施設であり、敷地境界での規制基準遵守が困難な場合があると考えられるため、風力発電施設から発生する騒音により、その周辺の生活環境が損なわれるおそれがないと認める場合(*1)は、下表の規制基準を適用しないことができます。

表 環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準
(別表第6 騒音の規制基準)

区分	規制基準(単位 デシベル ⁴⁾)		
	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日 の午前6時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

(*1)「周辺の生活環境が損なわれるおそれがないと認める場合」について

周辺の生活環境が損なわれているか否かは、周辺の生活環境の実態、将来の土地利用の動向、環境基準の達成状況、暗騒音の状況等を十分精査した上で判断します。

なお、「騒音規制法」では、特定工場等に対して「規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるとき」に、改善勧告や命令がなされることとなっています。

(2) 規制対象について

「特定施設」に追加するにあたっての規模要件を定格出力20kW以上とします。

「電気事業法」⁵⁾では、出力20kW以上の風力発電施設を事業用電気工作物、未満のものを一般用電気工作物としており、出力20kW未満の風力発電施設は、主に公園、学校、個人宅等において電気事業を目的とせずに設置されることが考えられます。

なお、施行規則の騒音に係る「特定施設」は、施設毎の能力で対象規模を定めているため、風力発電施設においても、風力発電機1基毎の定格出力で規模を定めます。

(参考：区分に対する目安となる用途地域)

区分	目安となる用途地域
第1種区域	第1種及び第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、市街化調整地域、その他用途地域指定の無い地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域(臨港地区を除く)
第4種区域	工業地域(臨港地区を除く)、一部の臨港地区及び工業専用地域